

令和7年度 保護者会全体会資料

二峡ナビ

School Navigation



荒川区立第二峡田小学校

〒116-0002

東京都荒川区荒川2-30-1

電話 03-3801-2002(職員室)【平日 8:00~18:00】

学校ホームページ

<https://www.aen.arakawa.tokyo.jp/DAI2HAKETA-E/>



目次

表紙(住所・電話番号・ホームページURL)		8 緊急事態発生に伴う対応について	15
1 学校経営方針・学校パワーアップ事業	1	緊急事態時の登下校	16
2 学校への連絡・来校時のお願い	3	緊急事態に伴う「臨時休業」について	
3 学校生活のきまり	5	9 個人情報について	17
持ち物に関する約束		10 その他	18
生活指導に関わるお願い	7	荒川区就学援助費制度	
生活時程 通学路	9	保護者の皆様の諸活動	
4 学校いじめ防止基本方針と SNS・ネット二峡小ルール	10	児童虐待等が疑われる場合の対応	
5 学校保健について	11	別紙 「学校指定品 販売店」	
6 給食について	13	「学区図」	
7 学校納入金について	14		



この資料を PDF でご覧の場合、目次のタイトルをタップすると各ページへ移動し、「目次に戻る」をタップすると目次に戻ります。また、インターネットに接続されている場合は、URL や2次元コードをタップすると該当のサイトにジャンプします。

1 学校経営方針・学校パワーアップ事業

[\[目次に戻る\]](#)

令和7年度 荒川区立第二峡田小学校 学校経営方針

荒川区立第二峡田小学校
校長 川上 晋

1 学校の教育目標

- よく学ぶ子 (重点目標)
- 思いやりのある子
- 元気な子

2 学校の教育目標を達成させるための方針と具体的な取組 [【昨年度からの変更点・追記】](#)

1 自ら考え、試行錯誤し、表現する

① 児童が「分かる、できる、楽しい」と感じられる授業

- 児童の知的好奇心を育み、学びの充実感・有用感をもたせる授業
- 学習指導要領に示された「学習の基盤となる資質・能力」(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)の育成
 - ・個に応じた指導を大切にした算数科の習熟度別学習(3年生以上)、放課後学習「あらかわ寺子屋」の充実
 - ・学習支援・学校生活支援を行うエデュケーション・スタッフの配置
 - ・電子黒板、タブレットPC、学習者用デジタル教科書などのICTを効果的に活用
 - ・家庭でも使えるオンライン学習ソフト「スマイルネクスト」「虹色ボックス」や Google Workspace for Education を活用した個別学習、協同学習の推進
 - ・キューブ型ロボット教材を活用したプログラミング学習の開発・実践
 - ・東京方式 習熟度別指導ガイドラインに沿った指導計画、東京ベーシック・ドリルの活用
 - ・家庭と連携した学習習慣、読書習慣(家読)の推進
 - ・学校図書館を活用した「調べる学習」の充実(荒川区調べる学習コンクールへの参加)

② 研究・研修・OJTの充実による教員の授業力の向上

- 授業研究による授業改善
- 特別支援教育の充実と教職員研修
- 教師の専門性、指導技術を向上させる OJT(On Job Training)の取り組み
 - ・大学教授や専門家を招聘した実践的な授業研究
 - ・主任教諭、巡回指導教員の専門性を生かした OJT の実施
 - ・ICT 機器の効果的な活用のための研修の充実

2 自他を尊重する たくましく しなやかな心身

① 人権尊重の理念のもと、全教育活動で心の教育を推進

- 東京都教育委員会 人権尊重教育推進校として、「自他を認め、高め合う二峡の子～人権感覚の向上を目指して～」を研究主題として取り組む人権尊重教育
- 児童理解に基づいた生活指導の充実
- 人間関係の中で育まれるコミュニケーション能力と規範意識の育成
 - ・「すくすく人権」:授業以外で育む自分を大切に、相手を知り、認める活動
 - ・異学年で交流する「たてわり班」「ペア学年」
 - ・たてわり班遊び、たてわり百人一首、朝ウォーク、行事の活動を認め合う活動 など
- 「特別の教科 道徳」の授業を要とした道徳教育の充実
- 生き物が生息するビオトープ、学びの合間にほっと一息できる緑と笑顔の憩い空間の整備
- いじめ、不登校、虐待、ヤングケアラーなど児童を取り巻く課題への未然防止、早期発見、迅速な解決、学校生活アンケートの実施、荒川区子ども家庭総合センターとの連携
 - ・朝のあいさつ運動(あいさつレンジャー)の取り組み
 - ・登校支援を行うサポートルームの新設に向けての検討
 - ・「学校生活支援シート」「登校支援シート」の活用による保護者と連携した特別支援教育、登校支援の充実
 - ・都のスクールカウンセラー(SC)、区の心理専門相談員、福祉専門相談員(SSW)による教育相談の充実
 - ・特別支援教室「二峡教室」の拠点校を生かした巡回指導教員の指導

② 体力の向上と健康の保持増進

- 体力の向上と習慣化を目指した活動の取り組み
- さまざまな活動と連携した食育の充実
- 自分の健康を守る生活習慣づくり
 - ・東京都統一体力テストの実施と結果の分析
 - ・峡田地区7校による連合運動会(6年)の取り組み
 - ・東京オリンピック・パラリンピック大会の精神を引き継ぐ「学校2020レガシー」の取り組み
 - ・組織的な食物アレルギー対策(給食、移動教室等の食事、調理実習等)
 - ・エピペン[®]使用も含めた食物アレルギー対応研修の実施
 - ・家庭と連携した生活習慣・健康習慣の確立

3 安心・安全な学習環境と開かれた学校

① 児童が安心して通える学校

- 毎月の避難訓練(火災・地震・不審者・洪水)や安全指導、防災教育、安全点検の実施
- 多くの人が連携して、子供たちの安全を守る
- 児童自らが自分を守る意識を高める
 - ・実施日・時刻を知らせない避難訓練の実施
 - ・緊急時に備えた児童引き渡し訓練の実施
 - ・児童交通安全指導員、児童安全推進員との連携による登下校時の安全確保
 - ・スクールサポーター(荒川警察)と連携した校外生活指導
 - ・学校入口に人が見守る「スクール安全ステーション」の設置
 - ・自転車安全教室、セーフティ教室の実施

② 学校・家庭・地域との連携と開かれた学校づくりの推進

- 自分の学校、自分の地域を愛する気持ちの醸成
- 土曜日に授業を行うオープンスクールの実施
- 学校の活動を積極的に情報発信
- 児童・保護者・学校評議員制度による学校関係者評価
- 地域行事参加の積極的な奨励
 - ・学校だより、学年だより、学校前掲示板、ホームページ、「スクリレ」アプリによる情報発信
 - ・PTA 活動、二峡小 Fathers(父親の会)との連携
 - ・青少年育成荒川地区委員会、町会などの行事への参加の推奨
 - ・ドンとやろう大会、子どもオリンピック、親善スポーツ大会、地域のお祭り、
「社会を明るくする運動」パレード など

学校パワーアップ全体構想

◎学校パワーアップ事業に関連した学校予算
(予定)

〔学力向上マニフェスト〕

- 教員の授業力の向上
 - ・校内研究における専門性の高い講師を招聘
 - ・教員の指導技術向上に関する資料を学校で統一して購入
 - ・コグトレ(Cognitive Training: 認知機能向上)学習教材の活用
- 主体的な学びの推進
 - ・家庭でも使えるオンライン学習ソフト「スマイルネクスト」、プログラミング教材「虹色 BOX」の購入
 - ・1人1冊のマイ辞書を整備して活用していく。

〔創造力あふれる教育の推進〕

- 児童の情報活用能力の育成
 - ・学校独自で教員・児童が汎用的に使えるタブレットを購入
 - ・児童用マウスの整備

○プログラミング的思考の育成

・キューブ型ロボット教材の購入、支援員への報償費、環境整備

○充実した学習環境の整備

・表現豊かな学芸会にするため、LEDスポットライト等の整備

○地域・保護者と連携した教育活動

・道徳授業公開講座の講演 講師報償費

〔未来を拓く子どもの育成〕

○個性を磨く専門家の技

・学校 2020 レガシーの趣旨も踏まえ、オリンピック種目になったダンスの地域講師
・音楽体験教室(馬頭琴・箏・和太鼓など)の実施
・なわとび講師による指導

○生き物とのふれあいと豊かなビオトープ

・学校ビオトープ、水田跡地の環境整備、緑のカーテン用苗、栽培用具等、飼育動物の餌、飼育用具

○特別支援教育の充実した環境

・特別支援教室「二峡教室」の学習環境の整備

2 学校への連絡・来校時のお願い

[\[目次に戻る\]](#)

デジタル連絡ツール「スクリレ」アプリによる連絡

- 本校では、学校と保護者との間の連絡ツールとして「スクリレ」というスマホアプリを活用しています。「スクリレ」では、欠席、遅刻の連絡や、学校だよりや学年だよりなどの PDF を配信しており、原則、紙でのお便りは配布していません。
- 毎年、年度当初に「スクリレ」の登録をお願いしています。
- また、荒川区教育委員会から、安全に関わる不審者情報や災害情報なども配信されることもありますので、できるだけ早く登録をお願いします。
- 「スクリレ」による欠席、遅刻の連絡は、午前8時 15 分までにお願いします。

「スクリレ」アプリの下部メニュー「欠席・遅刻」から連絡（「個別連絡」ではありません。）



- 担任への質問、トラブルの報告などについて、常時確認はできませんので返答が遅れることがあります。学校への相談や長くなる質問は、連絡帳、または電話でお願いします。
- 「スクリレ」アプリは、絶対に児童に操作させないでください。

※PTA やからのお便り、連絡も「スクリレ」アプリで配信します。

※学童、にこにこすくーからの連絡も、「スクリレ」アプリで配信されますが、登録は学校とは別になります。学童、にこにこすくーを管轄する荒川区児童青少年課からの登録の案内をご確認ください。

※今後、以前のような感染症の大流行などがあった場合には、「健康観察」機能で検温していただくことも考えられます。

連絡帳による連絡

- 学校からの連絡は、学校だより、学年だよりなどでお伝えしますが、内容によっては、担任等が連絡帳に書くことがあり、お子さんに保護者に見せるよう伝えますので、ご確認ください。
- 保護者の方から質問や相談について書いていただければ、回答や後で連絡する旨などを書いて、原則、当日お返しします。
- 欠席、遅刻の連絡は、原則スクリレでの連絡としますが、連絡帳で連絡する場合は、兄弟姉妹、または近くの本校児童を通して担任に届けるようにしてください。

電話による連絡

- 職員室の電話は、1回線しかないので、原則、長時間の通話はできません。また荒川区教育委員会の方針で、お受けできる時間帯が決まっています。

【平日・土日に授業がある日】

午前 8 時～午後 6 時

【長期休業中の平日（夏休みの教育活動停止日、年末・年始（12/28～1/3）を除く）】

午前 8 時 15 分～午後 4 時 45 分

- 長くなる場合は、別途面談等に対応します。特に、朝の時間帯の学校への電話連絡は、緊急時をのぞき、ご遠慮ください。
- 学校からは、保護者の都合を考え、上記の時間外に電話連絡をすることがあります。

○学校では、年に数回の土曜公開や年に1回の学校公開週間、その他、行事などで保護者の皆様に学習の様子を参観していただく機会を設けてあります。

参観に当たって

持ち物

保護者証 上履き（スリッパなど） 下足入れ （折りたたみ傘）

- 正面玄関の受付で**名簿の出席欄にチェック**をし、授業を参観してください。
- 下校の際は、玄関付近が大変混雑します。**玄関内、正門付近の道路でお子さんを待つことは、ご遠慮ください。**校庭の授業に支障のない場所でお待ちください。
- 児童数が多い学級では、教室内での参観スペースが十分でない場合もあります。保護者の皆様でお互いに譲り合ってご参観ください。
- 体調が思わしくない場合は、無理せず参観をお控えください。



ルールを守ってご参観ください！
子供たちが見ています！



二峡小 来校時の共通ルール

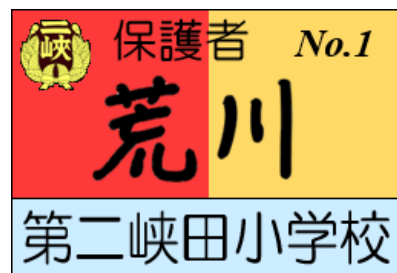
- 保護者証を見える場所につけ、上履きに履きかえて、**下足は靴箱などには置かず、ご自分でお持ちください。**
- 保護者証を忘れた場合**、取りに戻っていただくか、数に限りがありますが受付で来校者証を借りてください。お帰りの際に必ずご返却ください。
- 雨天時は、**折り畳み傘を持参いただくか傘袋を用意する**などして、ご自分でお持ちください。
- 自転車での来校、及び近隣の路上、公園などの駐輪は絶対におやめください。**
- 学校敷地内の**写真、動画の撮影は禁止**です。ただし、発表会など学習の内容によっては、可とする場合があります。その場合も、ルールを守って撮影し、写真、動画を**SNS等にアップロードすることは、絶対にしない**でください。
- 学習の妨げになるので、教室・廊下などでの保護者同士の会話はご遠慮ください。

【保護者証】

- 入学、転入時にお渡しします。「保護者」の下にお名前(姓)を書き、枠の線で切り取り、名札ケースに入れてご使用ください。
- 学校公開、運動会など、学校に来校する際に着用してください。また、保護者以外のご家族の方が来校する際にもご活用ください。その際、**「No.〇」を誰に渡したかなど、ご家庭でしっかり管理**してください。
- 入学年度ごとに色が異なります。今年度の学年の色は以下の通りです。

1年生	赤
2年生	オレンジ
3年生	黄色
4年生	ピンク
5年生	水色
6年生	緑

兄弟姉妹がいる場合は、図のように折って名札ケースに入れてください。



3 学校生活のきまり

[\[目次に戻る\]](#)

持ち物に関する約束

◎大前提として、学習に関係ない物はもってきません。 [请不必携带与学习无关的东西来校。]

《ランドセル》(ロッカーサイズ 高さ23cm×横幅39cm)

- ・ランドセルには、防犯ブザーを付けます。年に1度はきちんと動作するか確認してください。1年生は、荒川区配布のランドセルカバーを付けます。
- ・キーホルダー等の飾りは付けないでください。鍵やお守りは、内部のポケットに入れるようにしてください。
- ・ランドセルには、常に予備用のハンカチ、ティッシュ、マスクを入れておきます。
- ・給食袋には、ランチョンマット(40cm×60cmくらい)、ハンカチ、またはミニタオルを入れておき、ランドセルの横にかけます。自転車等に引っかかる事故があるため、**ランドセルのフタの中に入れます**。2～3セット準備しておく便利です。



《筆箱の中身》

- ・全学年、**シャープペンシルは禁止**です。
- ・付箋紙、蛍光ペン、修正ペンなど、学習に必要な場合は、担任の指示があるときだけ持ってきてよいことにします。
- ・その他の物は、学年ごとに決めます。

《学習バック(手提げかばん)》

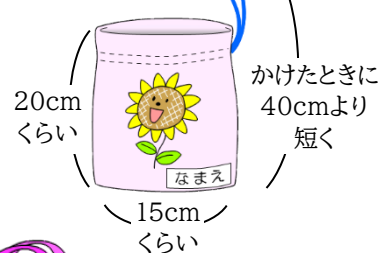
- ・学校図書館など他の教室に移動する際に使います。
- ・荷物を持ち帰るときに使います。

《くつ(通学・校庭体育 兼用)》

- ・運動に適したものにしてください。
- ・厚底タイプは、ケガをする可能性が高いので、避けてください。

《服装》

- ・あまり極端に華美でない、学習や遊ぶのに適した服装にしてください。
- ・ハンカチ、ティッシュを身に付けさせてください。ポケットがない服の場合、ハンカチ・ティッシュケース(ウエストに付けるポシェットタイプ)を身に付けてもよいです。**肩からかけるポシェットタイプのものは、安全上避けてください。**



- ・図工や習字の学習では、絵の具や墨が付くことがあります。
- ・「シアージュシャツ」「チュールスカート」などと言われる、透けた薄手の生地のは、引っかかって破れる例が多いです。また、穴の空いたダメージジーンズなどの穴に友達の指が引っかかり、骨折させてしまった例があります。

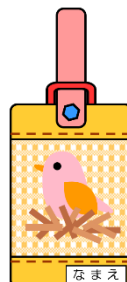
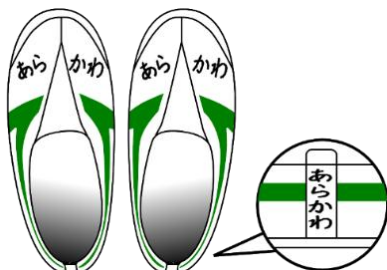
《そのほかの持ち物》

□校帽【学校指定】



- ・登下校時や校外学習のとき、陽射しの強い休み時間のときにかぶります。
- ・交通安全ワッペンを付けます。(1年生のみ)
- ・方面別リボンを付けます。(全学年)
- ・**髪を高い位置で結ぶと、きちんとかぶれません。**ご配慮ください。

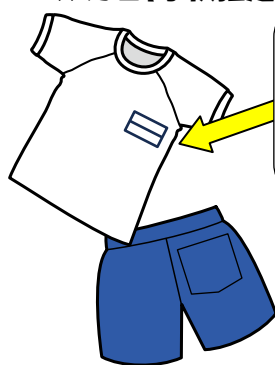
□上履き【学校指定】



□上履き入れ

- ・上履きを忘れた場合、靴をぞうきんでよく拭かせて、使用します。

□体育着【学校指定】

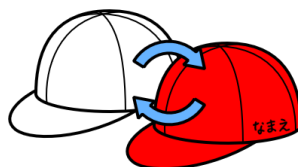


1 -
あらかわ たろう

体育着用ワッペン

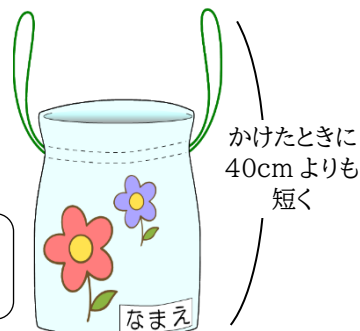
ハーフパンツには、
タグなどに名前を
書いてください。

□紅白帽（つばあり）



巾着型で、かさばらない
生地の方がよいです。

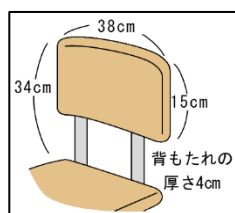
□体育着袋



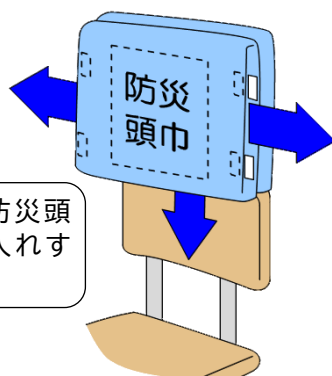
かけたときに
40cm よりも
短く

□防災頭巾（市販のものでも、手作りでも構いませんが、防災性の高いものがよいです。）

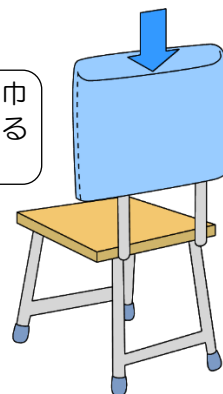
□防災頭巾のカバー（市販のものでも、手作りでも構いません。）



左右から防災頭
巾を出し入れす
るタイプ。



上から防災頭巾
を出し入れする
タイプ



□水筒【任意】



- ・水筒は自己管理で、指示のあったときだけ飲むことができます。学校の水道は毎日検査していて安全です。しかしながら熱中症対策のため持参可能です。
- ・校内でも頻繁に持ち歩き、校外学習の時にも持って行くので、必ず肩掛けヒモがあるものにしてください。
- ・本体、ケースともに名前を書いてください。
- ・大きさは、500～800ml くらい、直飲みタイプが多いです。
- ・飲み口を外した時の高さが23センチくらいまでだと、学校の冷水機で補充可能です。
- ・毎日持ち帰り、洗浄、入れ換えをお願いします。

《体育の授業》

○体調不良等により見学させる場合は、必ずスクリーン、連絡帳でお知らせください。

○学校指定の体育着。熱中症予防のため、原則、マスクは外します。

○汗、泥などで汚れるので、原則、肌着は脱ぎます。肌着を着たままにしたい場合は、汚れることがあるので、替えの肌着を持たせてください。

○寒い時期だけ、長袖Tシャツやトレーナーなどの上着着用可。ただし、ファスナー、フード、リボン等の飾りがあるもの、ジャンパーやコートなどは不可。ウーミングアップ後や気温などの状況により脱がせる場合もあります。



○スパッツ、タイツ、ニーハイソックス等、ひざが隠れるものは、ひざ下までの靴下を持ってきて履き替えます。

○けが防止のため肩にかかる長さの髪の場合は、飾りのないゴム等で髪を結わいてください。ヘアピン等は外します。



《スマートフォンの持ち込みについて》

○以下のような理由から、**スマートフォンの持ち込みは禁止**です。

- ・仮に持ってきたとしても、校内では学習の妨げとなるので、電源を OFF にし、ランドセルの中に入れておくことになります。そのため、電話が鳴っても出ることはできませんし、登下校時も安全上使用はできません。
- ・緊急災害時には、児童は教職員の指示の下、集団で素早く行動することになります。個人のスマートフォンが鳴っていても出ることはできません。
- ・特別に持ち込みを許可していた学校で、友達が遊びの中で故意ではないがスマートフォンを壊してしまい、「本来、持ってくるべきではない」高額な機器の弁償について訴訟となった例もあると聞いています。

○お子さんに連絡を取る必要がある場合は、遠慮なく学校まで電話をおかけください。

生活指導に関わるお願い

[【目次に戻る】](#)

《基本的生活習慣の定着》

- 「**早寝、早起き、朝ごはん**」は、子供たちの基本的生活習慣を確立するための大切な要素です。そして、基本的生活習慣の定着は、学習や心身の成長により影響をもたらします。



《安全教育 【生活安全】【交通安全】【災害安全】》

○毎月の各種避難訓練(火災・地震・緊急地震速報を活用した訓練・引き渡し訓練・不審者・水害対応など)や交通安全教室、セーフティ教室、薬物乱用防止教室を継続して実施しています。

- 小学生の交通死亡事故の多くが、自転車と関連しています。自分自身の安全はもちろんですが、子供たちが「加害者」になってしまいますケースがあります。日頃から大人が交通ルールのお手本となり、お子さんと一緒に自転車の安全点検をしましょう。

小学生が加害者となってしまった事例で、9500 万円の賠償責任が生じた例もあります。

○ローラスケート、スケートボードはもちろん、キックボード等は「遊具」であり、道路で使用することは道路交通法違反となります。道路で使わせないようにしてください。

- 携帯電話、スマートフォン**を使わせる場合は、必ずフィルタリングの設定を行い、「SNS・ネット二峡小ルール」(後述)を活用して、**使い方のルールを決めて**ください。また、どのような使い方をしているか、**定期的に保護者が確認**するようにしましょう。**学校への持ち込みは禁止**です。



《校外での生活、みんなで見守り》

○学校、地域、家庭が一つになって子供たちを守るよう、**登下校や公園遊び時などの大人の見守りや声かけが大切**です。保護者の皆様のご協力をお願いします。

○学校外での生活について、お子さんとよく話し合ってください。

- ・**お金を持って遊ばせない**、買い食いをしていない。[请不要让儿童养成自己带钱出去玩的习惯。]
- ・エアガン、BB弾、パチンコなどの危険な遊びは禁止。
- ・自転車に乗るときの約束、「どこで、だれと遊ぶのか、何時に帰るか」などを家族にきちんと伝える。
- ・**危険な場所や他人の敷地(駐車場、マンション等)に入らない**こと等。

○「**わがまちあんしん110番**」は、子供たちが身の危険を感じたときに緊急避難できる場所として協力していただいている場所に貼ってあります。通学路やよく遊ぶ場所で、お子さんと一緒に貼ってある場所を確認しましょう。





二峡のやくそく

荒川区立第二峡田小学校



1 登校

- ① 8時15分から25分までに登校します。早すぎたりおそすぎたりしないようにしましょう。
- ② きた道(通学路)を、安全に気をつけてかえります。【児童調査カードに書かれている通学路】
- ③ 友達や家族、近所の人などに元氣よくあいさつをします。
- ④ 校帽をかぶり、ランドセルをせおって登校します。
- ⑤ 登校とちゅうや登校したあとに、忘れ物を取りにもどりません。
- ⑥ 遅刻や早退のときには、お家の人の送りむかえが必要です。



2 もちもの・服どう

- ① 毎日、自分で時間わりをそろえましょう。
- ② 学校では名札をつけて生活をします。下校するときに名札をはずします。
- ③ ハンカチ、ティッシュは、毎日、もってきます。
- ④ うわばきを忘れたら、くつそこをそうきんでふいて、くつのまま入ります。
- ⑤ もちものには、すべて名前を書きましょう。
- ⑥ 学 習 に必要ないものは、もってきません。
(例) スマートフォン、食べ物、お金、おもちゃ、アクセサリ、キーホルダー など



3 休み時間

- ① 校庭が使えるかどうかは、職員室の「おひさま・かさマーク」をたしかめましょう。
晴れていても水たまりがあるときなどは、使えないこともあります。
- ② 校舎のうらなど見えないところ、自分の教室以外の部屋、ろうかで遊びません。
- ③ 遊んだあとの片づけは協力してすばやくおこない、くつその砂を落として入ります。
- ④ 石けんで手あらいあせの始末をしっかりとします。

4 下校・放課後

- ① より道をしないで、通学路をとって帰ります。
- ② 学童クラブや「にこにこすくー」にいったら、教室へはもどりません。
- ③ 出かけるときは、「だれと」「どこで」「何を」「帰る時刻」を、必ずお家の人に伝えます。
- ④ 自転車は、交通ルールをまもって安全にのります。
- ⑤ お金をもって遊びにいきません。お金の貸し借りや買い食い、おごったりもしません。
- ⑥ 公園ではルールを守って遊びます。火遊び、エアガン、BB弾、パチンコなどの危険な遊びは禁止です。
- ⑦ 子どもだけで、ゲームセンターや遊園地、映画館、カラオケ、などにはいきません。
- ⑧ 不審者などこわいことがあったら、すぐに近くの大人に助けを

もとめましょう。

「イカのおすし」「わがまちあんしん110番」

- ⑨ 家に帰る時刻をまもります。2月から10月は5時、11月から1月は4時です。
- ⑩ 下校後は、学校に入りません。どうしても用事があるときは、受付にことわってから、職員室によって先生といっしょに教室へいきます。⑨の時刻以降(土曜日は13時以降)は、お家の人と



生活時程

[\[目次に戻る\]](#)

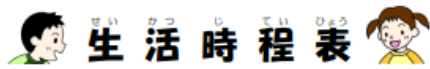
○「時間を守る」ことは、多くの人とともに生活する学校では欠かせません。

登校時間は、「8時15分～25分」です。〔请在 8:15 至 8:25 之间到校。〕

一日の学校生活が始まる時間をしっかり守らせてください。**安全管理上、また、密にならないように、登校時間にちょうど登校する**ようにしてください。

○遅刻や早退の時には、**必ず保護者の方の付き添いが必要**です。遅刻の時は、教室まで付き添ってください。**早退時に子供だけでは帰せません。**〔迟到或早退，都需由家长接送。〕

○学校に忘れ物をした時は、必要な物に限り、取りに来ててもかまいませんが、必ず職員室に声をかけていただき、教職員が付き添って取りに行きます。なお、**夕方5時以降(土曜日は13時以降)は保護者と一緒**に来てください。

 あらわくくりつだいに はけ たしょうがっこう 荒川区立第二峡田小学校						
月	チャイム	火	水	木	金	土
登校	8:15	【8:15～8:25】児童登校 (10分)				
全校朝会	8:25					
	8:30	あさぐくしゅう あさぐくしゅう あさぐくしゅう あさぐくしゅう あんぜんしどう 朝学習・朝読書・朝ウォーク・児童集会・安全指導など (15分)				
	8:45	健康観察・朝の会				
1	8:50	こうじ 1校時				
	9:35	移動・準備 (5分)				
2	9:40	こうじ 2校時				
	10:25	なか やす み (20分)				
	10:45	こうじ 3校時				
3	11:30	移動・準備 (5分)				
	11:35	こうじ 4校時				
4	12:20	きゅう 給 食 (40分)				
給食	1:00	せい そう 清掃(15分)	かき 帰りの会 1:10	せい そう 清掃(15分)	【月曜時程】 4 時間(給食あり) 下校 1:20	
	1:10	ひるやす 昼休み(15分)	いんかい 委員会 かつどう 活動	ひるやす 昼休み(15分)	5 時間 下校 2:05	
5	1:35	こうじ 5校時	2:00	こうじ 5校時	【学童クラブ】 下校後から、 午後6時まで。 (延長7時)	
	2:00	移動・準備	2:15	移動・準備	【ここにこすくーる】 下校後から、 午後5時まで。	
6	2:25	こうじ 6校時	職員会議 研究会 など	こうじ 6校時		
	2:45	かき 帰りの会		かき 帰りの会		
	2:55	最終下校 3:45		最終下校 3:45		
会議 など		火	水	木	金	
月	4:30	火	水	木	金	
職員夕会	4:45	(職員夕会)				

- 図の青い線が学校指定の通学路です。自宅から近い指定の通学路に出る道を決め、「**児童調査カード**」に記入した道が**お子さんの通学路**となります。**登下校はいつも同じ道を通る**ようにしてください。通学路での事故が万が一発生した場合には学校管理下として、日本スポーツ振興センターの補償(後述)の対象となります。
- 方面別下校の際には、各色のエリアごとに、ある程度まとまって下校します。学童クラブに行く児童は、方面別のリボンのほかに、**学童クラブ用(オレンジ)**のリボンも付けます。
- 学校では、下校から自宅までが学校管理下、並びに日本スポーツ振興センターの保障対象となるため、下校時は自宅に帰ることになっており、**学校から直接、塾や習い事などに行くことはできません**。特定の日だけ、祖父母宅に帰る、自営のお店に帰るなどの場合は、担任までお知らせください。
- 原則、自転車での送迎はできません**。(小学生を後ろに乗せての二人乗りは、道路交通規則等の違反になります。)
- 学校へのお迎えは原則、保護者、または成人した家族となります。放課後デイサービスや民間学童などの利用を考えており、事業者が学校に迎えに来る場合、事前に学校にご相談ください。原則、玄関でのお迎えとし、**事業者の路上駐車は厳禁**となります。また、その場合は、**別途「放課後デイサービス等利用申請書」をご提出**ください。なお、**事業者が引き取った時点で、児童は保護者の管理下**となります。

4 学校いじめ防止基本方針と SNS・ネット二峡小ルール

学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

【いじめ防止に関わる基本的な考え方】

本校は、人権尊重の理念に基づき、校内外におけるいじめの防止等に取り組みます。

- いじめは、どの学校でも起こり得る問題、全ての子供たちに関わる問題と十分認識して、家庭、地域及び教育委員会をはじめとする関係機関と連携していじめの防止等を推進します。
- いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を組織的に行います。
- 子供たちに、いじめは絶対に許されない行為であることなど、いじめ問題を自らの問題であると受け止めるよう指導していきます。
- 教育活動全体を通して、子供たちの健全育成を図るとともに、教育相談機能を充実させ、豊かな人間関係を築き、明るく楽しい学校生活を実現します。

SNS・ネット二峡小ルール [学校のホームページ](#)からダウンロードできます。

- SNSやインターネットについては、昨今、小学生でも様々な事件・事故の要因の一つになっています。
- ご家庭でも、**お子さんと一緒に家庭のルールをお考えください**。都、区、学校のルールと同じ文言でもよいと思います。
- 「まだ1年生だから」「うちの子は持っていないから」というご家庭もあるかと思いますが、家庭用ゲーム機で同等の機能が使えたり、家族や友達の携帯電話やスマートフォンを借りてトラブルに巻き込まれたりしたケースもあります。この機会に、家族で一緒に考えてみましょう。

The image shows three separate rule sheets for social media and internet use. The first sheet, 'SNS東京ルール', lists 6 rules for general SNS use. The second sheet, 'あらかわSNS学校ルール', lists 6 rules for school-related SNS use. The third sheet, 'SNS・ネット二峡小ルール', lists 4 rules for school-related SNS use and includes a section for parents to fill in their own rules. The sheets are colorful and easy to read, with illustrations of children using devices.

5 学校保健について

[【目次に戻る】](#)

お子さんの健康管理の基本は、家庭での生活です。「早寝・早起き・朝ごはん」など、規則正しい生活は、体の健康だけでなく、心の安定や学力の向上には必要不可欠です。お子さんの健やかな成長・発達のためにご家庭のご協力をお願いいたします。

保健調査と緊急連絡先

- 毎年、年度当初に、保健調査を実施しています。運動制限がある場合や食物アレルギーなどで給食に対応が必要な場合は、必ず学校へお知らせください。また、年度途中でも配慮が必要な場合は学校へお知らせください。
- お子さんの体調不良やけがなどの時に保護者と連絡をとるために、「児童調査カード」とは別に、保健室保管の保健調査に、緊急連絡先を記入していただいております。勤務先やスマートフォンなど、優先順位をつけてお知らせください。日中にも必ず保護者の方に連絡がつくようにご協力ください。

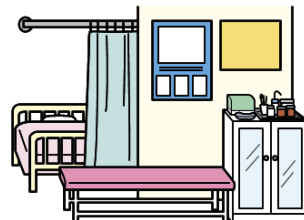
定期健康診断と身体測定

- 学校では学校保健安全法にもとづいて、4月から6月末日まで定期健康診断を実施しています。健康診断に必要な書類を年度初めにお配りしました。期日までのご提出にご協力ください。今後も、多くの書類を出していただくこともあります。よろしくお願いします。また、身体測定は学期に1回、歯科検診と視力検査は2学期にも行います。
- 検診の結果、疾病や異常の疑いがある時は「結果のお知らせ」をお渡しします。必ず受診してください。疾病等の内容によっては、治療が済んでいないと、体育や水泳指導に参加できない場合があります。



保健室の利用

- 保健室は、あくまでも「一時的な休養」「学校で起きたけがや病気の応急的な処置」「健康相談に応じる」場所です。
- 原則、医療行為はできませんので、養護教諭や教員が児童に、頭が痛いので頭痛薬をあげる、校外見学时に乗り物酔いをするので酔い止めをあげる、湿布の貼りかえをする、内服薬の処方や継続的な手当はできません。
- 同様に、服薬するよう声かけすることはできますが、持病薬や持ってきた薬を飲ませてあげることはできません。また、原則、薬等を学校で預かることもできません。
[学校保健室对于急性伤病只能采取应急处置，不能开域帮助儿童服药。]
- 下着を汚してしまった場合には保健室で新しい下着を貸し出しています。衛生面から下着は新品を保健室へお返しいただくことになっております。ご協力をお願いします。



学校で病気やケガをしたとき

ケガの場合

《医師の手当を必要とする場合》

- 症状やケガの状況に応じて、保護者に連絡し、医療機関を受診します。
- 緊急の場合には救急車、その他の場合にはタクシーや徒歩にて養護教諭等の付き添いのもと、病院への移送を行います。
- 受診機関は、保健調査でかかりつけ医をお伺いしていますが、緊急の場合は学校や救急隊に一任とさせていただきます。
- 保護者の方は医師からの治療方針の説明があるので、必ず保護者には医療機関へ来ていただくことになります。保険証もしくは、保険証機能付きマイナンバーカードを持参しておいでいただきます。
- 独立行政法人日本スポーツ振興センター(後述)へ災害共済給付の申請手続きを学校が行います。



《その他の場合》

○学校で、応急手当をして帰します。**継続した手当ではできません。**

病気の場合

○発熱や学習が続けられないほど体調が悪い、けがをして医療機関で診てもらう必要がある場合は、**お迎えに来ていただく**ことになります。緊急を要する場合は、養護教諭が病院に連れて行ったり、救急車を呼んだりすることありますが、原則、保護者の方にお迎えに来ていただくことになります。
〔如果儿童出现发烧等身体不适或受伤需要就医, 请家长早学校接儿童。〕

○朝からの体調不良の場合は、無理せずに登校を控えていただきますようお願いいたします。

【独立行政法人 日本スポーツ振興センター 災害給付制度】

○荒川区教育委員会では不慮の事故に備えて、日本スポーツ振興センターと災害共済契約を結んでいます。掛け金は荒川区が負担し全児童が加入しています。学校管理下のけがで受診した場合には日本スポーツ振興センターからの給付のうち医療費の1割がお見舞い金として保護者に給付され、3割が荒川区に戻ります。ただし、保険外診療は、対象になりません。

○学校管理下(学校の教育活動に基づいて行われている授業やクラブ活動、休憩時間、または、通学路を通っての登下校など)でけがをして受診した場合は学校へご連絡ください。手続きをお知らせいたします。

○学校でケガをしたあと、家庭で受診した場合も、対象になりますのでお申し出ください。

○給付金の支給は、申請から2～3か月後になります。



【インフルエンザなどの感染症にかかったとき】

○学校での感染症の広がりからお子さんを守るため、国の「学校保健安全法による出席停止」及び東京都、荒川区の「感染症予防対応マニュアル」に則って対応いたします。「学校において予防すべき感染症」にかかった場合は登校を見合わせて、**医師による治癒の診断がおりるまで登校はできません。**感染症の場合は、**出席停止となり欠席扱いとはなりません。**

○集団感染予防の観点から状況に応じて、一定期間の学級・学年・学校閉鎖をする場合があります。



① まず、医師の診断をうけてください。

② 連絡帳、スクリレ、もしくは電話で担任までお知らせください。病名や症状をお知らせください。感染防止について、医師から指示などがあれば教えていただくと助かります。

③ 感染症が治って登校する際は、医師の「登校証明書」が必要です。「登校証明書」には、「インフルエンザ用」「新型コロナウイルス感染症用」「その他の感染症用」の3種類があります。登校証明書は担任や保健室からお渡ししますが、学校のホームページからもダウンロードできます。



【対象となる主な感染症】

- ・麻疹(はしか) ・インフルエンザ ・風しん ・水痘(水ぼうそう)
 - ・手足口病 ・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ・百日咳
 - ・咽頭結膜熱(アデノウイルス感染症) ・溶連菌感染症 ・マイコプラズマ肺炎
 - ・ウイルス性胃腸炎 ・伝染性紅斑(リンゴ病) ・新型コロナウイルス感染症 など
- 【その他医師の認める感染症】 感染性胃腸炎、溶連菌感染症 など

詳しくは、登校証明書をご覧ください。

《スクールカウンセラー SC》

○本校では、現在、2人のスクールカウンセラーが決まった曜日に勤務し、児童や保護者の様々な相談にあたっています。相談をしたいときは、担任か養護教諭に連絡し、予約して利用します。

《スクールソーシャルワーカー SSW》

○本校では、週に1回、スクールソーシャルワーカーが巡回してきます。児童に関わる様々な課題について、家庭も含めた環境調整や支援機関との連携など、教育と福祉の両面から相談にのることができます。相談をしたいときは、担任か養護教諭に連絡し、予約して利用します。

《特別支援教室（二峡教室）》

○在籍は現在の学級のまま、週に2時間程度、本校の巡回指導教員が、校内の「二峡教室」で個別指導・小集団指導を行います。入室したい場合は、担任やスクールカウンセラーとよく相談した後に、学校をとおして申請し、教育委員会の判定部会での判定を受ける必要があります。

《きこえとことばの教室》

○在籍は二峡小のまま、週に1～2時間程度、第三峡田小学校に行って個別指導を受けます。入室したい時には担任と相談した後、学校を通して教育センターに申請します。入室審査会での判定を受ける必要があります。

《特別支援学級》

○荒川区内には、知的障害学級が5校あり、少人数で一人一人の特性に応じた学習を行っています。子供たちにとって互いに負担のないように配慮して、一緒に行事も行っています。入級にあたっては、教育委員会で転学相談を受ける必要があります。事前に、見学することも可能なので、担任やスクールカウンセラーにご相談ください。



6 給食について

給食指導

○給食時間…準備から片付けまで40分間

12:20	準備（15分間）
12:35	食事（20分間）
12:55	片付け（5分間）

○指導事項

- ・協力して準備や片付けができるようにする。・友達と仲良く食事ができるようにする。
- ・好き嫌いをなくして食べ、感謝する心を育てる。



ご家庭で配慮していただきたいこと

- 好き嫌い : 学校では、無理に食べさせることはしませんが、将来の食生活のためにも、偏食をなくすよう指導します。ご家庭でも、嫌いなものをなくすよう取り組んでください。
- 食事のマナー : 食前の手洗い、よい姿勢で食べる、お茶碗を持って食べる、食べ物を散らかさない、物を口に入れてしゃべらない、食事中に立ち歩かない、食事中の話題など。
- 食事の速さ : 食事の時間内に食べられるようにしましょう。
- 給食当番 : 給食当番は交代で行います。週末に給食の白衣や帽子を袋に入れて持ち帰ります。すべてを洗濯してアイロンをかけて月曜日に持たせてください。
- 給食当番のマスク : 給食当番の時には、個人のマスクを使います。ランドセルに入れてある予備のマスクでかまいませんが、使用後は、補充しておいてください。

食物アレルギー対応給食について

- 「荒川区学校給食における食物アレルギー対応指針」に則り対応します。
 - ・献立、給食室の状況等をふまえて、できる限り対応しますが、完全除去食対応を原則とし、**アレルギーとなる食材を除去する除去対応**のみ行います。代替対応は行いません。
 - ・**主食や主菜を除去してしまう場合のみ持参対応**とし、管理は児童本人が行います。果物等も含め、デザートは持参対応は行いません。この場合は、デザートを除去するだけとなります。
- アレルギー調査で、食物アレルギーがあると申し出た場合、**医師が発行した「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出**いただき、後日、学校と面談を行い、具体的な対応を確認します。
- アレルギー対応食は、専用の黄色のお皿とおぼんで、1つ1つにラップをして提供します。
[如果儿童曾经出现过食物过敏的症状, 请及时向校方咨询。]
- 宗教的背景に配慮したメニューについては、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」は必要ありませんが、アレルギー対応食と同等の配慮となります。



7 学校納入金について

[\[目次に戻る\]](#)

教材費・給食費・PTA会費について

- 令和7年度から、**主な教材等については、保護者の負担軽減のための補助金で購入**します。
- 荒川区では、**給食費は無償**です。
- PTA会費は、徴収**させていただきますが、金額、納入方法については別途お知らせします。また、PTAより個別にお知らせしている方は上記金額と異なります。

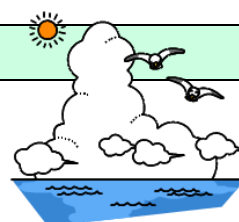
指定金融機関の方法

- 納入以外に返金等もあるため、指定の金融機関は今までどおり使用します。
ご協力よろしくお願いします。
 - ・指定金融機関 ゆうちょ銀行

宿泊学習の費用、卒業対策費について

【宿泊学習】 補助金対象

4年生	下田臨海学園(任意参加)	夏休み期間中
5年生	清里移動教室	1学期、または2学期
6年生	下田移動教室	1学期、または2学期



【卒業対策費】 卒業アルバム代のみ、補助金対象

- 6年生 卒業を祝う会の開催、卒業アルバムの制作などは、卒業生保護者の考えで行われます。そのために必要な費用です。



◎保護者の負担軽減のための補助金制度は、今年度から始まったため、今後も調整しなければならない部分も多くあります。その都度、お知らせ等でお伝えいたします。

8 緊急事態発生に伴う対応について〔緊急時の対応〕

緊急事態とは

[【目次に戻る】](#)

- ① 気象状況(台風の接近や上陸、大雨、強風、洪水、浸水、雷、大雪等)により危険がある場合
- ② 大きな地震が発生、または地震発生が予知され危険が予見される場合
- ③ 学校近隣における事故発生(火災、爆発、ガス漏れ等)またはその可能性により危険がある場合
- ④ 学校近隣における事件発生(生命にかかわる凶悪事件等)により危険がある場合
- ⑤ その他、児童の登下校に危険がある場合

【気象警報が発令されたときの荒川区立学校全体の対応】(荒川区教育委員会 教育センター通知 抜粋)

1 気象警報等が発令されたときの対応

「荒川区立小学校・中学校 気象警報が発令されたときの対応」に基づいて判断します。

① **午前6時の時点**で、気象庁から発令されている気象警報に基づいて対応を判断します。

② **気象庁のホームページで荒川区への気象警報の発令状況を確認**してください。

※気象庁のホームページで荒川区への気象警報の発令状況を確認できない場合は、他の情報により、荒川区への気象警報の発令状況を確認してください。情報によっては、荒川区に気象警報が発令されているときに、23区東部や東京地方という表現で、まとめて気象警報の発令が伝えられるときがあります。荒川区への発令が確認できず、23区東部や東京地方に気象警報が発令されているときは、荒川区に発令されているものとして、判断をしてください。

③ 登校するときには通学路の状況や気象警報を確認して通学時の安全確保を第一にしてください。警報等が発令されていない場合においても、**天候が不安定な場合や、通学の安全が確保できない場合は、登校を見合わせる判断**をしてください。

2 授業実施判断の流れ

	午前6時の 荒川区の警報等の状況		授業 形態	対 応	給 食
1	特別 警報	大雨(土砂災害、浸水害)、 暴風、暴風雪、大雪	臨時 休業	情報に注意し、各家庭において身の安全の確保を行う。	なし
2	警報	洪水警報	臨時 休業	事前に避難方法を各家庭で決め、状況に応じた行動をとる。	なし
3	警報	暴風警報 暴風雪警報	午前 休業	午後の授業実施については、午前11時の気象情報により午後の授業の実施を判断する。	なし

※ 大雨警報 大雪警報による、臨時休業等の一斉の対応はありません。

	午前11時の 荒川区の警報の状況	授業形態
1	暴風警報 暴風雪警報が継続	臨時休業
2	暴風警報 暴風雪警報の解除	5校時より授業

3 登校時の注意

周囲の状況を確認して、安全に登校することを最優先にして登校させてください。

4 その他

- ① お子さんの安全の確保を第一に考えて行動してください。
- ② 警報が解除されていても、天候の様子や周囲の状況が、登校できる状態でないときには、登校を控えてください。保護者の判断で登校を控えた際には遅刻や欠席としない場合があります。次に登校するときに、連絡帳等などでご連絡ください。
- ③ 「荒川区立小学校・中学校 気象警報が発令されたときの対応」以外の対応が必要な場合は、学校のホームページや配信アプリ等によりお知らせいたしますので、情報に基づいて行動してください。
- ④ 日頃から、各家庭において災害時の対応について話し合い、避難場所や避難経路を確認するなど、安全の確保に努めてください。

《登校》

前述の「気象警報が発令されたときの荒川区立学校全体の対応」を参考に、**学校からの連絡がなくてもご家庭で状況に応じてご判断**ください。

- ①登校時、影響が少ないと思われる場合、通常どおり登校させてください。
- ②**保護者が、安全確保できないと考えた場合は、無理に登校させず、自宅で待機**させてください。その際の連絡も通常通り、「スクリレ」アプリでご連絡ください。

○気象状況を例にあげると、事態は刻々と変わります。例えば台風接近の予報が出されても進路が急に変わり、より強い影響が出ることや逆に影響が出ない場合もあります。また、通学距離によっても危険かどうかは変わります。その時の状況にあった対応をお願いします。

○判断しかねる場合、**気象庁の「警報」発令(荒川区は23区東部)**が一つの目安として考えられます。

- ③事態がおさまリ、保護者の方が安全であると判断された場合は、できる限り保護者の方が付き添って、登校させてください。
- ④登校の際は、危険な場所には近寄らず、安全に注意して登校させてください。台風の際は路上の倒木や障害物散乱、大雪の際は滑りやすい坂道等に留意する等状況に応じてお願いします。

※ **緊急事態のやむを得ない休み・遅刻等は、「欠席」「遅刻」等の扱いにしない場合もあります。**

《下校》

- ①児童登校後、下校に影響があると思われる場合、学校では、事態の様子をみながら対応します。

- A 下校時に危険が少ない場合 → **児童に安全指導を行い通常どおり下校**
- B 下校時に通常よりは危険があるが、下校が可能とみられる場合
→複数教職員の引率による**方面別下校**
(可能な保護者の方は迎えにきていただき、付き添いの協力をお願いします。)
- C 下校時に危険がある場合 → **そのまま待機**(危険が少なくなった時点で下校します。)

※ 事態に応じて、下校を早めたり遅らせたり、保護者の方に迎えにきていただくこともあります。その際に「**スクリレ**」で**連絡するので、必ず登録**をお願いします。

- ②児童在校時における、重大な緊急事態の発生(報道等の情報にもご留意ください)

- D 在校時に、急きよ、重大な緊急事態が発生した場合
(震度5弱以上の地震の発生、政府による大地震の警戒宣言、大型の災害や気象の変化、事件等で下校が困難な場合)
→**児童は、学校でそのまま待機**させます。
学校からの連絡がなくても、児童の引き取りをお願いします。

[发生重大災害時、校方会组织儿童在校等候，

即使家长没有收到校方指示，也请来校迎接儿童放学。]

※ 学校の電話回線は、保護者との連絡に使える回線は1つしかありません。

緊急時は、電話でのお問い合わせには対応できません。

緊急事態に伴う「臨時休業」について

- ◎ 緊急な事態が発生し、教育委員会等の指示により学校全体に「臨時休業」(学校閉鎖)の措置(台風等の災害・集団感染等など)が行われる場合、次のように連絡する予定です。

【学校からの主な連絡方法】

- ① 前日の児童下校までに、教育委員会等の指示を得た場合
→「スクリレ」アプリでお知らせします。
- ② 前日、児童下校後に教育委員会等の指示を得て、夕方までに対応可能な場合、
→「スクリレアプリ」、ホームページ等でお知らせします。
- ③ 前日の夜間(または休日)や当日に、急に教育委員会等の指示を得た場合、
→「スクリレアプリ」、ホームページ等でお知らせします。
必要に応じて、当日、朝、学校の正門に掲示してお知らせします。

- ◎ 臨時休業(学校閉鎖)、学年閉鎖、学級閉鎖等で教育活動中止となった場合の教材費について
【教材費】…校外学習費(バスや交通機関チャーター料、入場料、移動教室関係等の宿泊費など)・
教材の購入費・外部の講師や団体を招いた鑑賞料金・参加費等

- 原則、次回の教材費に充てます。状況に応じては返金する場合があります。その際は、学年日より等でお知らせします。
○旅行者やバス会社など関係業者が関係している場合、各関係業者と協議いたしますが、キャンセル料が発生することがあり、ご負担をいただくことになりますので、ご理解をお願いいたします。(当日、急なキャンセルの場合は、経費の100%になる場合もありますので予めご了承ください。)
○キャンセル料をひいて残金が出る場合は、延期した行事、代替行事等の経費の一部に充てたり、行事が中止の場合は残金を返金したりします。

9 個人情報について

[【目次に戻る】](#)

- 本校では、児童の安全・健康、よりよい教育指導のために、「児童調査カード」「保健調査票」を始めとする様々な個人情報を収集しております。提供いただいた個人情報は、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」に基づき、適切に管理いたします。
○使用目的は「緊急時における連絡先の把握」、「生活指導」、「学習指導」、「健康面の把握」、「児童の安全確保」です。また、校内で使用する以外にも、以下のような事項で使用しますので、包括的にご承認をいただきたいと思います。

◎同意いただける方は、**特に学校にお知らせいただくことなく結構です。****ご同意いただけない場合は、担任までご連絡ください。**

[关于个人信息的使用, 如有不明之处, 请向身边会日语的朋友咨询。]

児童作品の出品及び作品提供等についての同意

本校では、授業や学校生活、またはご家庭での課題で作成した作品をコンクール・作品展等に出品しています。このような機会を通して、児童の学習の励みとなるようにと願っております。このような趣旨から、公共機関または公共性の高い団体主催の児童作品の応募や出品をすることがあります。

また、児童が授業や行事等でお世話になった方に対して、あるいは作品や音楽、演劇等を鑑賞したとき、その相手に対して、児童が書いたお礼状、感想、まとめの作品を届けたり、校外で展示したりすることもあります。このことも児童の教育にとって、意義のあることと考えます。そのため、**児童作品のコンクール・作品展等への出品及び作品提供等についての同意をお願いします。**

- ① 応募・出品が考えられる団体<主に公共機関または公共性のある団体・企業>
○国、文部科学省、東京都、東京都教育委員会、荒川区、荒川区教育委員会主催、またはこれらの公共機関の委託、または補助金出資するなど関係の深い公共的な団体、施設、荒川区教育研究会や東京都の各教科・領域等の研究組織、地域の青少年健全育成、町会関係、警視庁(警察署)、東京消防庁(消防署)、郵便局、医師会、歯科医師会等
※出品された場合、学校名、学年、氏名が公開されることがあります。さらに上部の審査に応募されることや著作権委譲となる場合もあります。(まれに応募時に住所記入の場合もあります。)
- ② お世話になった方へのお礼状、手紙、まとめの作品の寄贈や鑑賞した作品への感想文等の提供、及び校外での展示、資料室での保管
○校内・校外学習(各種見学や体験学習等)、移動教室、夏季施設、遠足、授業、行事その他でお世話になった各種ゲストティーチャーや講師、教職員、児童や保護者、地域の方(町会、敬老会、お店など)や関係団体へのお礼状や手紙など。
○絵画、ポスター、文章や造形作品の校外での展示、資料室等での保管。
○学校内外での音楽鑑賞、演劇鑑賞、展覧会での作品鑑賞への感想文の提供。
(校内の展覧会・音楽会・学芸会、区図画工作展や区オーケストラ鑑賞教室など) など
※記名の場合も無記名の場合もあります。

児童の撮影についての同意

保護者や地域の方々と連携を図り、魅力ある学校をつくるためには、学校・児童の成長や活動の様子をお知らせすること、教育活動を記録し今後に活用することも大事なことであります。また、児童が授業や行事等でお世話になった方に対して映像や作品で報告することも児童の教育にとって意義のあることです。

このようなことから、以下のような場合、**教職員、PTA委員、学校指定業者、その他校長の許可を得た関係者が児童を撮影(カメラによる静止画・動画)することについて同意をお願いします。**

- ① 撮影した画像、映像について
【個人が特定されにくい画像、映像】
○集合写真など小さく撮影されている、ななめ後方からの撮影、ぼかして修正するなど、撮影方法を工夫します。原則、顔のアップなど特定の個人のみを被写体とした撮影を避け、名札などが映らないようにします。
○学校だより、各種おたより、研究紀要、ホームページ、学校外の機関(公的機関やPTA等公共性の高い団体の発行物への掲載、諸活動で世話になった方や機関への報告・記録等)に提供することがあります。
【明確に個人が特定できる画像、映像】
○教室や学校内の掲示板、校内での活動や会合、配付先が限定されている学年だより、学級通信、PTA 広報誌、また緊急

事態対応に限り使用します。これら以外に、明確に個人が特定できる画像、映像を使用する場合については、個別に本人及び保護者の承諾を得ます。

- ② 学校等における授業、行事等、学校外での行事、活動等の記録として撮影するもの(個人の映像を含む)
学校行事や特別活動、日常の学校生活、授業、校外学習、その他、地域の方や保護者、ゲスト等を招く特色ある授業や諸活動、PTA活動、本校の施設を使う諸活動等
⇒校長の許可を得た教職員または担当者が撮影。

③ 撮影した画像等の公開・提供先

【公開先】

- 学校だより → 保護者、教育・地域関係者(機関)、都区内学校、ホームページ等
- 学年・学級だより → 当該学年・学級の保護者
- 保健だより、給食だより、学校図書館だより等、各種たより → 保護者、関係協力者等
- 研究紀要、研究物 → 教育・地域関係者(機関)、関係学校等
- ホームページ → 閲覧する全ての方
- 運動会等の全体映像など、Youtube の限定公開 → 保護者、関係協力者等
- PTA広報紙、周年記念誌 → 本校保護者、地域関係機関、教育関係者等
- 卒業アルバム・文集等(当該学年、氏名等を含む) → 卒業対策委員会及び、受け取る卒業生、保護者
- その他 → 撮影や公開することによるメリットや法規、公共性、公益性を検討して、校長が判断

④ 学校指定の写真業者による撮影(集合写真やスナップ写真)

- 校長の許可を得た業者が、教職員同席の元、撮影します。本校では、主に学校が委託した写真店に撮影を依頼しています。個人情報管理は業者のセキュリティポリシーによって行います。

⑤ PTAによる諸活動や学校諸行事の撮影

- 校長・PTA会長の許可を得た役員、委員(保護者)が腕章をして撮影します。PTA広報紙、周年記念誌等に掲載することがあります。

⑥ 保護者の方が撮影可能な学校行事

- 運動会、学芸会、音楽会、展覧会、入学式(1年)、卒業式(6年)、その他学校が特別に承認した活動
⇒伝統的にこれまで多くの学校で撮影を認めてきたものです。過度な制限をするとお子さんのよき成長記録を残せない等の課題が出ると思われます。ただし、自分のお子さん以外の児童や作品も映り込むことも考慮し、**写真、動画をSNS等にアップロードすることは、絶対にしない**でください。

⑦ 公開的な行事のために外部の方による撮影制限が困難な行事

- 周年記念式典、公開の研究発表会や研究授業、地域行事への参加、各種校外学習、報道関係等

PTA活動のための情報提供についての同意

PTA会費の納入やPTA活動の連絡のために、児童の「学年、組、氏名、性別、住所、電話番号、兄弟姉妹関係」をPTAに情報提供することがあります。PTA活動のための情報提供についての同意をお願いします。

10 その他

[【目次に戻る】](#)

荒川区就学援助費制度

- 荒川区では児童の教育支援のために就学援助制度があります。申し込み用紙は、後日、配布させていただきます。詳しくは、右記までお問い合わせください。

荒川区教育委員会事務局 学務課学事第二係
電話(3802)3111 内線 3337

保護者の皆様の諸活動

《第二峡田小学校PTA》

- 本校児童の教育の向上・発展への貢献、家庭及び社会における児童福祉増進への寄与を目的とした本校を代表する保護者組織(教員も参加)です。学校・家庭・地域との連携、児童の福祉厚生、会員相互の親睦及び研鑽向上等を図るため様々な事業を行います。
- 役員や委員を中心に総会、各種委員会や各種の会合、行事、活動を通して学校に協力をいただいています。

最近では、PTA活動についても様々なご意見があることは承知しています。しかし、もしPTAの存続が難しくなれば、現在、多くの場面でご協力いただいている教育活動を縮小、もしくは廃止しなければならないこともあります。本校のPTAでも、現在の保護者の皆様のスタイルを考慮しながら、様々な工夫もしています。子供たちの6年間という、長いようで短い小学校生活をよりよいものにするためにもご協力よろしくお願いします。

《学校図書館ボランティア》

作業グループ	学校図書館の季節ごとの装飾、しおりの作成、情報ファイルの作成、ブックカバーかけなど。
読み聞かせグループ	「読書プレゼント」の時間に、各教室で読み聞かせをします。読む本、読み方などは学校司書がご相談にのります。終了後、記録のために一度集まり、時間のある方たちで、情報交換の時間をとっています。

※「図書館だより」に参加申し込みを案内します。見学の機会などももうける予定です。

【学習ボランティア（学習・行事・安全等）】

○様々な校外学習などの付き添い、調理実習などの補助、地域の活動に参加するときの手伝いなど一層の安全確保やよりよい学習活動のために、学習時の付き添いや授業の補助、見守り等、学習活動や行事に参加しながら担任や学校へのお手伝いをお願いしています。都度、学校・各学年からお知らせを配付して、募集します。



【二峡小 Fathers】

○在校生の保護者を中心に構成される**有志の団体**です。PTAや地域の団体と連携しながら、学校をサポートしていただいたり、独自のイベントを企画したりするなどの活動をされています。入学後、案内を配布します。

児童虐待等が疑われる場合の対応

[【目次に戻る】](#)

児童虐待とは

（児童虐待の防止等に関する法律 第2条関係）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子供への性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、兄弟姉妹間での差別的扱い、子供の目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティックバイオレンス：DV）、兄弟姉妹に虐待行為を行う など

親権者による体罰の禁止

（児童虐待の防止等に関する法律 第14条関係）

○「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、（中略）体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」

○学校には、「児童虐待の防止等に関する法律」第6条（児童虐待に係る通告）で通告義務があります。本人から「親に殴られた」等の発言（スクールカウンセラーの相談時も含む）があったり、身体に不明なアザがあったりした場合には、**法律に則り、明確な事実がなく、疑いの段階であっても、保護者への確認なしに、こども家庭総合センター（児童相談所）に通告**します。

〔根据法律规定，如发现儿童身体有不明伤痕或有被家长殴打过等发生，即使没有确凿的证据，〕

〔校方也将会单方面通知儿童家庭综合中心（儿童相談所），请予以理解。〕

○また、いわゆる「ヤングケアラー」と思われる場合も同様に、こども家庭総合センター（児童相談所）に相談します。

○ヤングケアラーは、法令上の定義はありませんが、一般に、**本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っているような子供**を指します。いわゆる「お手伝い」の範囲を超え、子供の年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、友達と遊ぶ、学習する、クラブ活動に参加するなどの、子供としての生活体験が奪われたり、時には通学や睡眠時間も制限されたり、子供自身の生活の大部分を家族のケアに充てるといったケースも見られます。

（文部科学省「生徒指導提要」より）

? ヤングケアラーって？

「ヤングケアラー」とは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。

家族に代わり、幼い子どもなどの世話をしている。

障がいや病気のある子どもなどの世話や見守りをしている。

目の見えない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

（こども家庭庁 HP より）

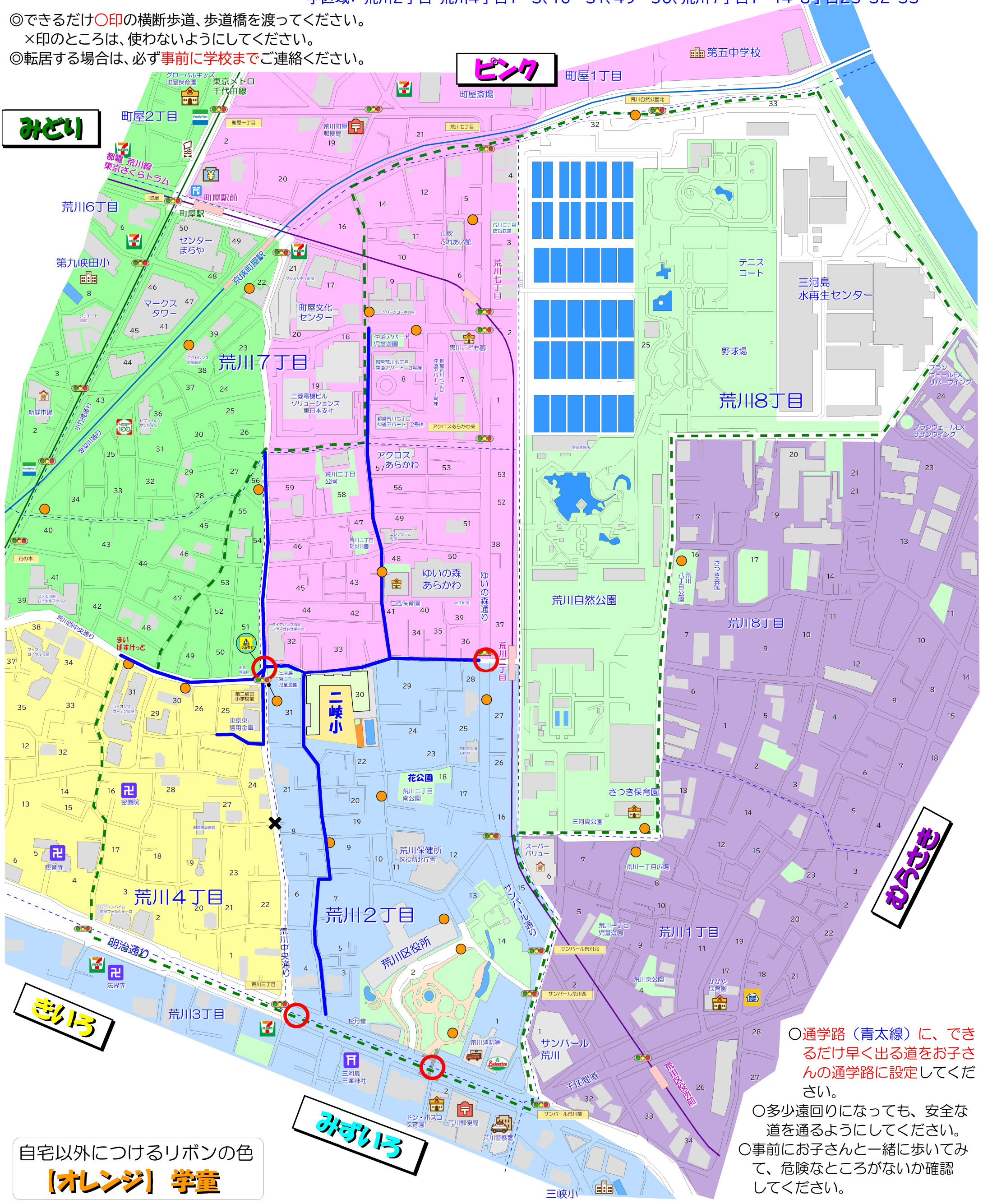


荒川区立第二峡田小学校 通学路・方面別区域

つうがくろ 通学路 がくいき 学区区域 ちょうめい 町名の境界 ほうはん 防犯カメラ
こうつう し どういん 交通指導員さんがいるところ おうだん ほ どう 渡る横断歩道・歩道橋

学区区域：荒川2丁目・荒川4丁目1～3、16～31、49～56、荒川7丁目1～14・8丁目25・32・33

- ◎できるだけ○印の横断歩道、歩道橋を渡ってください。
- ×印のところは、使わないようにしてください。
- ◎転居する場合は、必ず**事前に学校まで**ご連絡ください。



- 通学路（青太線）に、できるだけ早く出る道をお子さんの通学路に設定してください。
- 多少遠回りになっても、安全な道を通るようにしてください。
- 事前にお子さんと一緒に歩いてみて、危険なところがないか確認してください。

自宅以外につけるリボンの色
【オレンジ】学童

学校指定品 販売店

テングヤ洋品店

荒川区町屋 8-4-8 03-3895-3559
営業時間 10:00~18:30 火曜定休(月曜不定休)



R7/4月調べ 詳しくは店舗にお確かめください。

校帽	2,860円		
上履き	2,300円		
体育着	サイズ別	半袖シャツ	パンツ
	120cm ~ 150cm	2,210円	2,030円
紅白帽	750円		
体育着用ワッペン	100円		

【学校指定品ではありませんが、販売しています】

防災頭巾セット	3,600円
防災頭巾カバー	1,400円
防災頭巾	2,700円